

静岡県告示第204号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年3月16日から起算して15日間、由比港漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県静岡市清水区由比今宿100	宮原 淳一
静岡県静岡市清水区由比町屋原353-8	有限会社 大政丸
静岡県静岡市清水区蒲原中386	マルミ明神丸 有限会社
静岡県静岡市清水区蒲原小金155-1	株式会社 オオイシ興産
静岡県静岡市清水区蒲原3-20-1	有限会社 網元山七

2 加入区

由比港加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

由比港漁業協同組合